

平成30年12月17日

関 係 団 体 様

長崎県土木部
建設企画課長

工事現場における週休2日の取り組みの拡大について

長崎県においては、平成27年度から週休2日モデル工事の試行に取り組んできておりますが、建設業の働き方改革を加速化させるために、長崎県土木部発注工事において設計金額1,000万円以上の工事は、原則全て週休2日の「受注者希望型」対象工事とし、下記のとおり扱うこととしましたのでお知らせします。

建設産業の中長期的な担い手確保・育成につながる取り組みですので、各会員へ周知し、積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 要 領：H30年度 週休2日モデル工事の試行要領（H30.12.17改訂版）
2. 適用時期：平成31年1月以降発注する工事
3. 対象工事：設計金額1,000万円以上の請負工事（特記仕様書に明示します）
※災害復旧工事、工場製作工等の工事および供用を控える等工期に制約がある工事は除く。
4. 入札方式：一般競争入札（総合評価落札方式含む）および指名競争入札
5. 経費割増：4週6休以上が達成できれば、国に準じた補正を行う
※港湾漁港積算基準および空港請負工事積算基準による工事は4週8休以上達成した場合に補正する。
6. 成績評価：週休2日の達成状況に応じ、別途加点を行う
※週休2日を実施し、未達成でも減点なし。
7. そ の 他：添付のチラシを参照ください

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL：095-894-3025（直通）
Email：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

～家族で思い出に残る休日を～ 週休2日モデル工事を拡大!

長崎県土木部は、平成27年度から取り組んでいる週休2日モデル工事を、建設業の働き方改革を加速化するため、原則全ての1千万円以上※1の工事に拡大します。



ポイント1 4週8休達成で最大約5%の経費割増あり!

4週8休達成時には、**労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費を最大5%割増**します。不測の事態が生じ4週8休未達成でも4週7休又は4週6休以上の達成に応じて経費の割増を行いません。なお、受注者は施工計画書提出前までに、週休2日に取り組むことを宣言する必要があります。



ポイント2 4週8休達成で最大3点を加点!

週休2日達成(4週6休以上)で、**成績評定に最大3点の加点**※2を行いません。不測の事態が生じ週休2日未達成でも減点は行いません。



ポイント3 雨天等の現場閉所日も休日に組み込み!

祝日、年末年始、夏季休暇は休日に組み込めませんが、雨天日等の気象・海象による「現場完全閉所」「元請技術者休み」であれば、休日に組み込みます。なお、祝日等も**代休が確保出来れば現場作業可能**です。



ポイント4 協議が整えば工期変更できます!

当初は「標準工期」で発注しますが、契約後、受注者が「必要工期」を算出し、工期が不足する場合は、**発注者と協議を行い工期変更**を行います。

☎ **問い合わせ先**
長崎県 土木部 建設企画課 技術基準班
TEL: 095-894-3025 (直通)

※1: 災害復旧工事や工場製作工等の工事は除く

※2: 優秀工事の評価においては、本加点分は考慮されません



週休2日工事の拡大に向けた取り組み

- 平成30年度より直轄工事において、率先して、週休2日対象工事の拡大を図るとともに、必要経費の計上、工事成績評定等の制度を改善
- 地方公共団体に対しても、地域発注者協議会等の場を活用して、積極的に働きかける

■ 週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、週休2日対象工事の適用を拡大

週休2日対象工事の実施件数

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数（取組件数）	824(165)	3,841(1,106)	適用拡大

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

週休2日の実施に伴い、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上

補正係数（土木工事の場合）

	平成29年度	
	4週8休以上	
労務費	-	
機械経費（賃料）	-	
共通仮設費率	1.02	
現場管理費率	1.04	



※ 建築工事は、労務費の補正のみ

	平成30年度		
	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

■ 工事成績評定による加算

工事成績評定において、4週8休を実施した工事について、「工程管理」として評価

国交省における取扱
長崎県の取り扱いとは異なります。

参考資料2(港湾等) 国土交通省 「休日確保評価型」試行工事における労務費等の補正

“適用する積算基準により補正する経費対象が異なる”

- 港湾土木請負工事積算基準適用は、労務費の補正のみ
- 土木工事積算基準適用は、労務費、機械経費、共通仮設費・現場管理費率それぞれ補正
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準間接費率による。(土木工事積算基準適用は補正)

適用積算基準別経費補正一覧(平成30年度)

適用積算基準	経費補正係数	労務費 1.05	機械経費(賃料) 1.04	共通仮設費率 1.04	現場管理費率 1.05
港湾土木請負工事積算基準		○(※1)	×		×
土木工事積算基準(※2)		○	○		○
空港請負工事積算基準		×	×		○ 共通仮設費率1.01 現場管理費率1.04

【補足事項】

- 港湾土木請負積算基準を適用する労務費について以下の5職種は対象としない(※1)
補正対象外職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員
- 旧建設系工事は4週6休以上から8休以上まで段階的に補正係数を設定しているが、試行工事は4週8休以上達成のみ適用(※2)
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用判断基準は金額による

※経費補正のイメージ

(直接工事費)

①港湾基準の工種(労務費の補正)

②土木基準の工種(労務費、機械経費の補正)

(間接工事費)

(①+②)*間接工事費率

①>②：港湾基準の間接費率

補正なし

①<②：土木基準の間接費率

補正あり